



長野県報

3月11日(月)
平成31年
(2019年)
第3057号

目 次

規 則

クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則（食品・生活衛生課） 1

告 示

生活保護法に基づく介護機関の指定（地域福祉課） 2

生活保護法に基づく指定を受けた介護機関の名称、主たる事務所の所在地、事業所の名称又は所在地の変更の届出（地域福祉課） 2

社会福祉士及び介護福祉士法に基づく喀痰吸引等業務を行う者の登録（地域福祉課） 2

理容師法及び美容師法に基づく管理理容師資格認定講習会及び管理美容師資格認定講習会の指定（食品・生活衛生課） 3

家畜伝染病のまん延防止に関する規則に基づく指定により指定した区域の指定の解除（園芸畜産課） 3

建築基準法に基づく指定確認検査機関の業務区域の増加の認可（建築住宅課） 3

道路の区域変更及び関係図面の縦覧（道路管理課） 3

公 告

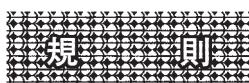
建築士法に基づく二級建築士試験及び木造建築士試験の実施（建築住宅課） 4

建築士法に基づく二級建築士の免許の取消し（建築住宅課） 5

開発行為に関する工事の完了（都市・まちづくり課） 5

警備業法に基づく検定の実施（生活安全企画課） 5

正 誤（園芸畜産課） 6



この規則は、公布の日から施行する。

食品・生活衛生課

クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成31年3月11日

長野県知事 阿部 守一

長野県規則第4号

クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則

クリーニング業法施行細則（昭和29年長野県規則第8号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「第1条の2第1項」を「第1条の3第1項」に改める。

様式第1号中「第1条の2第8号」を「第1条の3第1項第8号」に、「第1条の2第9号」を「第1条の3第1項第9号」に改める。

附 則